

様式第4号(第5条関係)

平成28年3月31日

古賀市議会議長

議員名 森本 義征



平成27年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 平成27年度政務活動費収支報告書

2 添付書類

- (1) 政務活動費収支報告書(別紙1)
- (2) 政務活動費支出内訳書(別紙2)
- (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成27年度政務活動費収支報告書

議員名 森本 義征

1 収入

政務活動費 100,000 円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費	56,811円	4
研修費		
広報費		
広聴費		
資料作成費	29,889円	1
資料購入費	21,384円	5
事務費	4,110円	2、3、6
支出合計	112,194円	

3 残額 △ 12,194円

別紙2

平成27年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費(円)	備考
1	平成28年1月4日	パソコン	29,889円	購入費総額 119,556円
2	平成27年12月28日	コピ一代	300円	5月、8月、11月分 コピ一代
3	平成28年1月12日	コピ一代	10円	12月分コピ一代
4	平成28年2月15日 ～2月16日	視察 (東村山市、八潮市)	56,811円	
5	平成28年3月30日	図書購入	21,384円	
6	平成28年2月6日	インク代	3,800円	

※研修及び視察には報告書を添付のこと

参考様式

<u>支出内訳書の番号 4</u>	
調査研究報告書	
1 名称	東村山市及び八潮市行政視察
2 目的	自治基本条例についての研修
3 実施時期	平成28年2月15日～2月16日
4 実施場所	東村山市役所、八潮市役所
5 参加者	森本義征 1名
6 その他	報告書別途添付

古賀市議会議長
結城 弘明 殿

八潮市視察報告書

平成 28 年 3 月 15 日

『視察目的』

「八潮市自治基本条例」について

『視察日時』

平成 28 年 3 月 15 日（月）午前 13 時～15 時

『視察委員名』

森本義征 1 名

『視察地』

埼玉県八潮市役所

『視察地概要』

八潮市は埼玉県の東南端に位置し、関東地方のほぼ中央に広がる中川低地上にある。面積は 18.02 平方キロメートル。昭和 47 年(1972 年)市制施行。人口約 86,000 人。市の木 いちょう、市の花 くちなみ、花桃。市の鳥 ハクセキレイ

『視察内容及び結果』

視察に際して、以下の質問を用意し、回答をお願いした。

1. 「自治基本条例」について

- ① 条例の概要について
- ② 条例制定するにあたっての注意点
- ③ 条例提案についての議会対応
- ④ 自治基本条例検証委員会について 等

視察にあたり、市民活力推進部市民協働推進課長馬場氏、主査坪倉氏、両名から丁寧な説明を受けた。

平成 16 年 11 月に「市民参加条例・自治基本条例」について市民政策提言会議で意見聴取。

平成 19 年 1・3 月「自治基本条例」研修会開催。同年 11 月「自治基本条例（仮称）策定にあたっての基本方針」決定。平成 20 年 2 月「自治基本条例市民検討委員会」設置。平成 21 年 12 月市長に提案書提出。委員会は延べ 114 回開催。市民検討委員会から提出された提案書について、府内において検討部会、委員会において精査し条例原案を作成。平成 22 年 9 月パブリックコメントを実施。条例原案を一部修正。平成 22 年第 4 回議会に条例（案）提出。条例案可決され、平成 22 年 12 月 22 日公布。平成 23 年 7 月 1 施行。平成 26 年「八潮市自治基本条例検証委員会」設置。平成 27 年 3 月第 1 回検証報告書作成。

『考察及び感想』

この条例を八潮市の自治に関する最高規範と定めている。

古賀市議会議長
結城 弘明 殿

東村山市視察報告書

平成 28 年 3 月 16 日

『視察目的』

「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」（自治基本条例）について

『視察日時』

平成 28 年 3 月 16 日（火）午前 10 時～12 時

『視察委員名』

森本義征 1 名

『視察地』

東京都東村山市役所

『視察地概要』

1964 年（昭和 39 年）の市制施行。2014 年（平成 26 年）4 月に市制施行 50 周年。

人口約 15 万人。トトロのふるさとである八国山や北山公園、国立ハンセン病療養所多磨全生園の「人権の森」、国宝建造物である正福寺千体地蔵堂などの文化遺産など。

第 4 次総合計画に掲げた将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」。

『視察内容及び結果』

視察に際して、以下の質問を用意し、回答をお願いした。

1. 「みんなで進めるまちづくり基本条例」について

- ① 条例の概要について
- ② 条例制定するにあたっての注意点
- ③ 条例提案についての議会対応
- ④ 条例議案提出時の原案と修正案の違い及びその箇所の解説 等

視察にあたり、経営政策部企画政策課長安保氏、主査足立氏、両名から丁寧な説明を受けた。

平成 15 年 3 月に「（仮称）自治基本条例策定の検討」平成 22 年 4 月「（仮称）自治基本条例」をみんなで考えるための手続きに関する条例（手続き条例）施行。平成 25 年 11 月策定委員会にて、基本条例の名称を「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」とし、議会に提案。平成 25 年 12 月議案「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」（一部修正可決）。平成 26 年 3 月「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例（可決）」平成 26 年 4 月 1 日条例施行。

『考察及び感想』

10 年有余の時間をかけ、策定委員会との十分な検討を踏まえ、議会と丁寧な協議を重ねて慎重に取り組んで条例を制定されたようです。

（別添付資料有）

笑顔あふれる東村山をつくりましょう！

「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」が制定されました

今、急速に進む少子高齢化や、人々の価値観の多様化による社会環境の変化を背景に、地域社会のつながりが希薄になっているなかで、さまざまな課題が生まれています。こうした課題の解決は、市だけでできるものではありません。

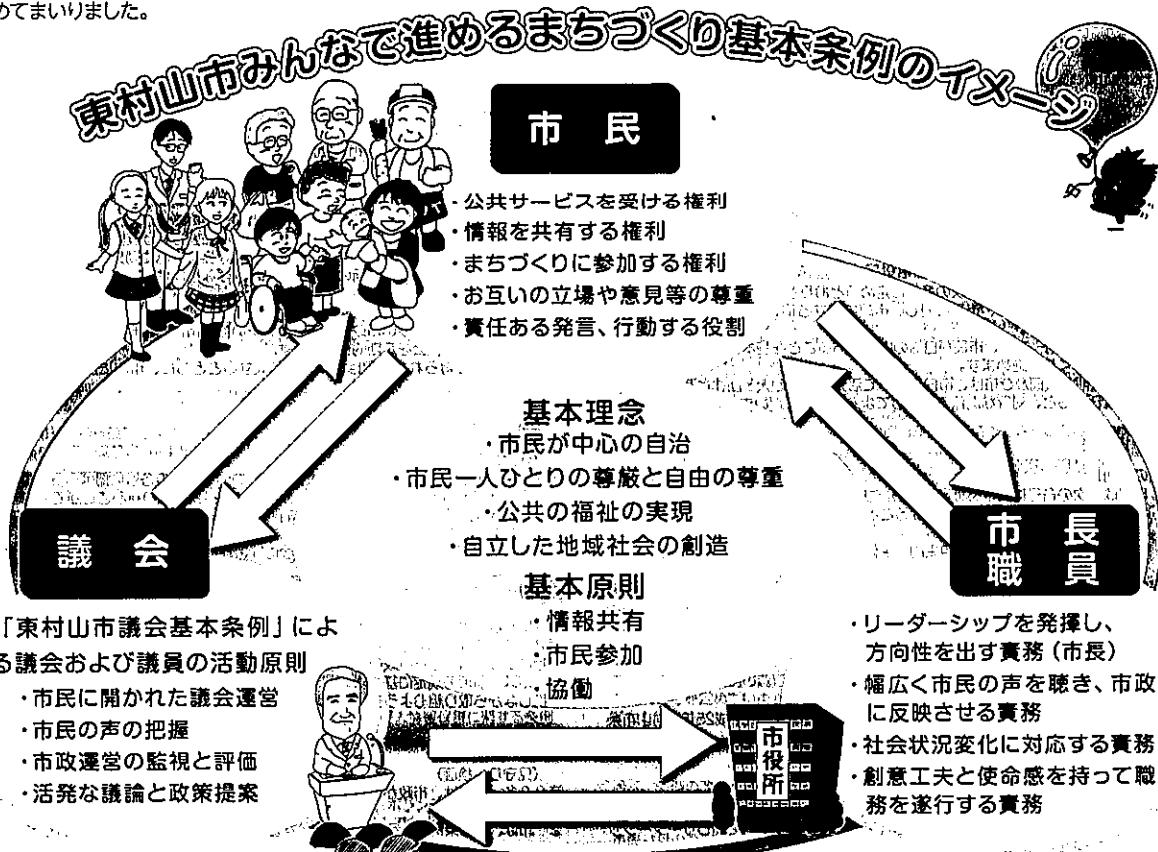
わたしたちのまち東村山を、次世代に引き継げる住みよいまちしていくためには、これまで以上に市民と市議会、市長・職員がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いの理解と協力によってまちづくりに取り組むことが必要です。

このことを実現するため、市では、まちづくり（自治）の基本理念や基本原則、その他必要な事項を盛り込んだ条例策定の取り組みを進めてまいりました。

そして、多くの市民のみなさんに参加していただき、平成25年12月に「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」を制定しました。

この条例では、東村山市のまちづくり（自治）の基本姿勢として、市民が中心の自治の考え方にもとづいて、市は市民との情報共有に努め、市政運営においては市民意見を反映させる市民参加の推進に取り組むとともに、お互いに協力し行動（協働）するまちづくりを掲げました。

地方分権時代にふさわしい東村山の自治を目指して、この基本条例の趣旨に則り、誰もが尊重され、安心で笑顔あふれる東村山をみんなでつくっていきましょう。



「東村山市議会基本条例」による議会および議員の活動原則

- ・市民に開かれた議会運営
- ・市民の声の把握
- ・市政運営の監視と評価
- ・活発な議論と政策提案

基本理念

- ・市民が中心の自治
- ・市民一人ひとりの尊厳と自由の尊重
- ・公共の福祉の実現
- ・自立した地域社会の創造

基本原則

- ・情報共有
- ・市民参加
- ・協働

- ・リーダーシップを発揮し、方向性を出す責務（市長）
- ・幅広く市民の声を聴き、市政に反映させる責務
- ・社会状況変化に対応する責務
- ・創意工夫と使命感を持って職務を遂行する責務

「東村山市議会基本条例」による議会および議員の活動原則

- ・市民に開かれた議会運営
- ・市民の声の把握
- ・市政運営の監視と評価
- ・活発な議論と政策提案

これができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらすことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらすことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらすことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらすことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらす

ことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらす

ことができる元気な東村山を築いていくには、私たち行政が更に努力することは当然ですが、市民の皆さんがあなたたちと一緒にまちづくりへ参加していきたいです。誰もが安心し希望を持つてくらす

みんなで創ろう！
みんなの東村山

東村山市長
渡部 尚

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第3条)
 第2章 市民(第4条・第5条)
 第3章 議会(第6条)
 第4章 市長・職員(第7条・第8条)
 第5章 情報の共有と管理(第9条・第10条)
 第6章 市民参加・協働のまちづくり(第11条~第14条)
 第7章 市政運営(第15条~第19条)
 第8章 住民投票(第20条)
 第9章 国及び他の地方公共団体との関係(第21条)
 第10章 見守り・検証等(第22条~第24条)

附則

前文

わたしたちのまち東村山市は、武藏野のみどりを色濃く残し、野火止用水や多摩湖など水の恵みも受けける自然豊かなまちです。高度経済成長期以降、首都東京の近郊住宅都市として発展する一方で、北山公園、八国山、東村山中央公園などの貴重なみどりを市民と議会、市長・職員との協力により守り、育て、自然と都市機能が調和するまちを築いてきた歴史があります。

古(い)にしえより人々が生活を営み、古代の東山道、中世の鎌倉街道等を経て、現代は9つの鉄道駅が所在するなど、交通の便も良い土地であり、そうした中で、人々のくらしが生まれ、交流が行われてきました。そうした人間の営みの足跡として、市内には下宅部遺跡や久米川古戦場、正福寺地蔵堂などの文化財が所在し、歴史・文化を身近に感じることができます。

また、多摩全生園に暮らす人々は、国の強制隔離政策と偏見や差別のなかで、人間としての尊厳を回復する歴史と多くの想いを刻んできました。今、その地は、百年余の歴史の中の人権の学びの場となり、国民共存の財産として未来に受け継がれようとしています。

このような固有の自然と歴史と文化を有する東村山市は、社会が大きく変化し、地方分権が進展する時代を迎える中で、住民福祉の向上、平和な文化都市建設を掲げた東村山市町制施行宣言(昭和39年4月1日宣言)、住みよいまち、うるおいのあるまち、明るいまち、思いやりのあるまち、文化の香り高いまちをつくることを掲げた東村山市民憲章(平成元年9月7日制定)等を踏まえ、子どもからお年寄りまで、だれもが尊厳されるとともに、それぞれが誇りと責任を持ち、互いに手をつなぎて、豊かで平和な東村山を築き、次世代に引き継ぐために、この条例を定めます。

第1章 前文

(目的)

第1条 この条例は、東村山市(以下「市」といいます。)の自治の基本理念と基本原則を定めるとともに、まちづくりに必要な事項を定めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 自治の中心である市民並びに議会及び市長・職員は、市民一人ひとりの尊厳と安全を重んじ、行政サービスの提供を円滑かつ効率的に行い、市民の権利を尊重する事実を自らの行動を通じて示すとともに、安心して希望ある自立した地域社会を創造していくことを目指します。

(基本原則)

第3条 自治を進める基本原則は、次の各号に定めるとおりとします。
 (1) 情報共有の原則 市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。
 (2) 市民参加の原則 市は、市民が自治の中心であることを基本として、市民の参加の下にまちづくりを進めます。
 (3) 協働の原則 市民及び市は、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働してまちづくりを進めます。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、次の各号に掲げる権利を有します。
 (1) 市が提供する公共のサービスを受けること。
 (2) 市と情報と共有すること。
 (3) 第2条の基本理念に基づき、自主的、主体的にまちづくりに参加すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、前条の権利を行使するにあたっては、互いの立場や意見等を尊重するともに、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

第3章 議会及び議員

第6条 議会及び議員に関する必要な事項は、東村山市議会基本条例(平成25年東村山市条例第28号)その他法令等の定めによります。

(市長の業務)

第7条 市長は、選挙により信託を受けた市の代表として、市政運営に向けリーダーシップを發揮し、方向性を示します。
 2 市長は、公平、公正かつ誠実に市民の声を聴き、それを反映しながら職務を遂行します。

(職員の業務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として幅広い市民の声に真摯に耳を傾けるとともに、社会経済状況の変化を敏感に捉え、課題や要望等を的確に把握し、創意工夫に努め、使命感を持って職務を遂行し、まちづくりに取り組みます。

第4章 情報の共有と管理

(情報の共有)

第9条 市は、市が保有する情報は市民のものであるとの認識に立ち、情報が市民と共有されるよう、多様な方法を用いて市政に関する情報を分かりやすく発信することに努めます。

(情報の管理)

第10条 市は、公文書の適正な管理を行うとともに、適切に情報を公開していくことを努めます。

2 市は、情報を開示するにあたっては、市民の権利が侵されることのないように、情報の保護し、適正に管理しなければなりません。
 3 前2項に定めるもののほか、情報の開示及び個人情報の保護に関する事項は、東村山市情報公開条例(平成10年東村山市条例第28号)及び東村山市個人情報保護に関する条例(昭和63年東村山市条例第16号)で定めます。

第5章 市民参加・協働のまちづくり

(市民の活動)

第11条 市民は、地域を基盤とする自治会等の地域コミュニティや共通の目的・関心を持つNPO、ボランティア等の活動を通じて、互いに助け合いながら、地域のふれあいや課題解決等に向けて主体的に取り組むよう努めます。

(市民参加)

第12条 市民は、まちづくりに対し、自動的かつ主体的に参加するよう努めます。
 2 市は、政策や施策の立案、実施及び評価の過程において市民参加が保障されるよう、しくみや手法の整備に努めます。

(協働)

第13条 市民及び市は、市内において活動する個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、相互理解に努め、対等な関係でまちづくりを進めよう努めます。

(支援)

第14条 市は、まちづくりに対する市民の自動的かつ主体的な取組みを尊重するとともに、必要に応じて、情報、人材、場所等の提供を行なながら、ともにまちづくりを進めます。

第6章 市政運営

(総合計画と行財政改革大綱を柱とする市政運営)

第15条 市は、総合計画及び行財政改革大綱を柱として市政運営を進めます。

(総合計画)

第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、最上位計画として総合計画を策定します。

2 総合計画は、基本構想及び基本構想の実現を図るために計画により構成されます。
 3 前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。

4 市は、各政策分野における計画を策定し、又は変更するときは、総合計画の趣旨に則り行います。

(行財政改革大綱)

第17条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に進めていくために、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。

2 市は、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう、優先順位を考えながら市政運営を行います。

(市民意向の反映)

第18条 市は、市政運営にあたって、主要な事項について、市民意向を反映することに努めます。この場合において、市は、市民との熟識の機会を設け、必要に応じて、幅広い市民意向の調査を行なうとともに、その結果を公表しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、市は、時代の変化を捉え、常に効率的な市民意向の反映のしくみを整備するよう、不断の努力をしなければなりません。

(市政の評価)

第19条 市は、より良い市政運営に資するために、市自ら市政を評価するほか、市民が市政を評価する機会を定期的に設けます。

2 前項により得られた結果は、市民に公表するとともに、市政に反映するよう努めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

第20条 市は、市政運営に関する重要事項について、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者の請求による住民投票を、別に定める条例により行なうことができます。

(1) 市議会議員及び市民の選舉権を有する者で、その総数の6分の1以上の連署を得たものであること。
 (2) 市議会議員定数の過半数の連署を得たものであること。

第8章 地域社会の活性化

(国及び他の地方公共団体との関係)

第21条 市は、國や他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担により、自立した市政運営を行います。

2 市は、前項の規定に基づき、広域的な課題又は共通の課題の解決に向けて、相互に連携しながら取り組むよう努めます。

第9章 見守り・検証

(見守り)
 第22条 市民は、市政がこの条例に則して行われていることについて、見守るよう努めます。

2 市は、この条例の施行状況について検証するための附帯機関を別に条例で定めます。

(改正又は廃止)

第23条 市長は、この条例を改正し、又は廃止する必要があると判断したときは、客觀的に公平性を保てるように工夫した手法によって多くの市民から意見を聴き、その結果を付して議会に付議しなければなりません。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例の廃止)
 2 東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手續に関する条例(平成22年東村山市条例第1号)は、廃止します。

条文ごとの解説

【印文】 東村山の特徴・地域性・この条例の背景

- 〇第1段落では、当市の特徴である水とみどり、特に「みどり」の部分については、東村山しさとして、緑を守る市民会議等の市民の皆さんと運動し守った「みどり」都立東村山中央公園や、八国山自主会等の市民の皆さんとともに保全した「みどり」八国山林地など、当市の「みどり」の特質である市民と行政の協働により守り、育ててきた「みどり」の歴史を記しました。また、行頭に「わたしたちのまち」を入れ、市民が中心であることを強調しています。
- 〇第2段落では、東村山の歴史的特徴、交通の便のよさ、それに伴う人々の交流があつたこと、多くの文化財が所在することを記しています。
- 〇第3段落では、全国12市町に存在するハンセン病療養所の一つとして明治42年9月28日に開設された多磨企生園とそこで療養されてきたハンセン病患者の皆さんの苦難の歴史と東村山市のかわり、それらを踏まえて平成21年9月28日に制定された「いのちごころの人権の森宣言」、そして人権の学びの場としての現状を記しています。
- 〇第4段落では、この条例をつくることになった背景として、時代の変化（社会経済状況、地方分権の進展）やこれらの経験、この条例を機に目指すべき姿を記しています。
- なお、市にかかる人みんなで東村山を創ることを「子どもからお年寄りまで、だれもが」という文言にこめて追記いたしました。

【印文】 この条例を定める目的

- 〇この条例を定める目的として、自治の基本理念、基本原則、まちづくりに必要な事項を定めています。
- 〇「市」とは、地方公共団体としての東村山市を表します。
- 〇「まちづくり」とは、ハード・ソフトの両面から、更に良い生活がわたりたまち東村山で送れるよう、改善を図る活動であり、地方自治法第1条の第2項の「住民の福祉の増進を図る」ことと言えます。

【印文】 この条例を貫く基本理念

- 〇この条例の主体として、自治の中心である市民、そして議会、市長・職員が挙げられているとともに、目指すべき姿を定めています。

【印文】 基本理念を達成するために

- 〇第1号では、基本原則を実現するための根幹となる情報共有を掲げました。
- 〇第2号では、「市民が自治の中心」であることを基本としたまちづくりを実現するため、市民参加を進めていくことを掲げました。
- 〇第3号では、市民及び市は、様々な個人・団体と対等の関係で協働してまちづくりをしていくことを掲げました。

【印文】 市民は自治の中心

- 〇自治の中心である市民が保障される権利（公共のサービスの享受、情報の共有、まちづくりへの参加）について定めています。
- 〇市民の定義については、そのかわりかたが多様なことから、定義そのものがもたらす性格及び効果を勘案し、第20条の住民投票における請求資格者を除き、定義していません。

【印文】 議会の事項は議会の定めに

- 〇市民の皆さんからも「議会の役割」「開かれた議会」「議員の役割」等について出されました、市議会平成25年12月定期会で可決された東村山市議会基本条例の条文にこれらの中が盛り込まれていること等を受けて、このように定めています。

【印文】 市長のあるべき姿

- 〇本条例は、市長に自ら義務を課す性格を持つことから、「實務」として定めることとしました。
- 〇市長のあるべき姿、職務遂行に際して踏まえるべきことを定めています。

【印文】 職員のあるべき姿

- 〇法令を踏まえ、職員のあるべき姿、市民のための職員という趣旨を定めています。

【印文】 市の保有情報は市民のもの

- 〇市が保有する情報は市民のものであるとの認説に立ち、これらを実現するための基礎として情報共有が必要と捉え、市民参加・協働の重よりも前に定めさせていただきました。

【印文】 適正な管理

- 〇情報を共有するにあたり留意する点（公文書の適正な管理、適切な情報開示、権利保護が優されることのないようにすること）について定めています。
- 〇この点について詳しいことは、東村山市情報公開条例・東村山市個人情報保護に関する条例に定められています。

【印文】 市民自らまちづくり

- 〇地縁型の「地域コミュニティ」（自治会等）とテーマ型のNPO、ボランティア等を取り上げ、これらの取組みについて定めています。これらの取組みは、当市でも大きな役割を果たしています。
- 〇市民の皆さんがすべて参加するのは無理だとしても、できるだけ多くの皆さんに参加いただけるよう、「努めます」と表現しました。

【印文】 意見をうかがい、深い政策へ

- 〇市民参加は、政策を決定するものではなく、あくまでもPOCAサイクル（計画及び予算化（P: Plan）・執行（D: Do）、評価（C: Check）、改善（A: Action））の中で意見をうかがい、参考とさせていただき、よりよい政策へと深化させるもの（機会）です。
- 〇政策の最終決定を行うのは、二元代表制に基づく地方自治制度による、議会・市長となります。
- 〇市としては、仕事や家庭の事情、自らの考え方等により、「市政に参加しない人又はできない人」がいること、積極的に、あるいは無理しない程度でも市民参加していきたい人がいること等に配慮して進めていく必要があります。

【印文】 同じ目標に向けて、ともにまちづくり

- 〇それぞれの方が目標を共有し、力を合わせて活動していく協働について、基本原則を踏まえて記しました。
- 〇主張が「市民及び市」となっているのは、協働の主体として、市民どうし、市民と市ということが想定されるためです。

【印文】 市民とともにまちづくりを進めるために

- 〇市民の活動に対し、市としてはそれを尊重するとともに、必要と判断したときは、情報、人材、場所等の提供を行い、ともにまちづくりを進める考えです。

【印文】 総合計画と行政改政大綱は既存する市政運営の道標

- 〇現在、市政運営の根幹として位置づけている総合計画と行政改政大綱に基づき、市政運営を進めることを定めています。

【印文】 市政運営の最上位計画

- 〇総合的・計画的な市政運営をするための最上位計画として、総合計画を定めています。

- 〇第2項では、総合計画の構成（基本構造・基本構想を実現するための計画）について定めています。
- 〇第3項の「基本構想」を積み事項とする背景としては、これまで、地方自治法第2条第4項に積み事項として規定されていたものが平成23年度の一部改正で削除され、策定や議会の議決が市町村の判断とされるようになったことが挙げられます。当市では、総合計画は市のすべての計画の最上位計画であり、その基本となる基本構造策定にあたっては議会の議決を経ることとし、まちづくりの基本的な事項を定める本条例に根柢付けることとしました。

- 〇第4項の「各政策分野における計画」とは、地域防災計画・地域福祉計画・子育てインボーブランなど、各部で所轄する主要政策の分野別計画を指します。これらについても、総合計画の趣旨に則り行うこととしました。

【印文】 限られた財源で多くの効果を

- 〇市政運営を効率的・効果的に進めていくために、行政改政大綱を策定し、それに基づき進めしていくことを定めています。

- 〇第2項の「限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう」は、地方自治法第2条第14項の趣旨を踏まえて定めたものです。

【印文】 市民の意向を反映した市政に向けて

- 〇市政運営にあたっての市民意向の反映について定めています。

- 〇「主要な事項」とは、例えば、総合計画や分野別計画の策定、大型公共交通など、市あるいは市民全体に影響が及ぶものなどです。

- 〇「熱情の機会」は、例えば、無作為抽出によるワークショップ、組織的に開催される検討会議などを想定しています。

- 〇「幅広い市民意向の調査」は、例えば、市民意識調査、分野別計画策定に際しての市民アンケートなどを想定しています。

- 〇第2項では、市民意向の反映は、時代の変化に応じ、最も効果的なものを選び、講じていけるよう、不断の努力が必要であることを義務付けています。

【印文】 市政の効果をはかる

- 〇POCAサイクルにより進める市政運営の一環として、市政の評価について定めています。

- 〇「市自ら市政を評価」とは、市が行う自己評価のことであり、例えば、目標管理制度が想定されます。

- 〇「市民が市政を評価する機会」とは、例えば、市民による事業評価・東村山市株主総会が想定されます。

【印文】 常設型住民投票制度の整備に向けて

- 〇二元代表制を発展するものとして、常設型住民投票制度の整備を想定していますが、対象事項、投票資格者、投票・簡易の方法、投票の成立要件・結果の取り扱い等多くの論点があり、一定の議論・整理が必要となることから、本条例では請求資格者のみ定めることとし、具体的な事項は別に条例を定め、それを根拠に実施することとしました。

- 〇第1項第1号の「市議会議員及び市長の選挙権を有する者」とは、日本国民であること、年齢が満20歳以上であること、引き続き3ヶ月以上市内に住所を有することという要件を満たす者を指します（公職選挙法第9条第2項）。

- 〇第1項第2号では、市議会議員の過半数の連署があれば請求できることとしています。

【印文】 役割分担・相互連携

- 〇市政運営は、東村山市だけで決定できる事項や、市内だけで完結できる事項だけではありません。國や他の地方公共団体（都道府県・市町村等）との役割分担を明確にしながら市政運営を行ってください（第1項）、当市に限らない課題や共通の課題については、相互連携しながら取り組むように努めること（第2項）を定めています。

【印文】 例別の趣旨を引き継いでいくために

- 〇第1項では、市民が自治の中心であることを踏まえ、市民自身が本条例に則って市政が行われているかについて、市民参加の機会等を活用しながら見守っていくよう努めることを定めています。

- 〇第2項では、本条例の趣旨に沿って市政が行われているか、別途定める附属機関に検証いただくことを定めています。この附属機関につきましては、本条例の施行までに検討することとします。

【印文】 民意を見積り上げた範囲を踏まえて

- 〇通常、条例の改正や廃止は、当該条項を議会に提案し、審議いただくこととなっていますが、本条例は、当市の自治の基本理念や基本原則を定めていること、多くの市民意見を積み上げて検討されているという重みを踏まえ、市長がこの条例の改正や廃止を提案する際には、市民意見の悪取・その結果を付して議会での審議を行っています。

- 〇「客観的に公平性を保てるよう工夫した手法」とは、例えば無作為抽出による手法が想定されます。

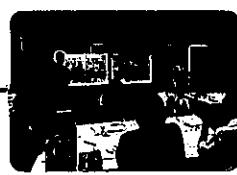
【印文】 この条例の施行・手続条例の廃止

- 〇東村山市では、本条例の策定にあたり、市民とともに学び、ともに考え、市民一人一人の意見を積み重ねるための手続について条例を定めて進めてきました（東村山市「（仮称）自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例（平成22年東村山市条例第1号）。以下「手続条例」といいます）。本条例の施行に伴い、手続条例の使命が終わることにより、手続条例の廃止を定めました。

- 〇なお、本条例の施行期日につきましては、別途規則において定めることとなります。



一步一歩、登ってきました!



平成25年8月「わいわいトーキング」のようす

平成25年度

- 5月 審議会で条例案の審議
- 5月 庁内の策定委員会*(注4)で、条例案の検討
- 8月 市民意見交換会「わいわいトーキング」*(注5)の開催
- 10月 条例案の考え方等に対する
パブリックコメント
- 12月 審議会より、条例案に関する答申
- 12月 市議会に条例案を提案し、一部修正の上、可決、成立



平成22年12月「東村山市民討議会」のようす



市内イベント会場内でアンケート

平成22年度

- 6月 自治基本条例市民参画推進審議会を設置、東
村山市における自治基本条例の必要性につ
いて諮問
- 12月 初の無作為抽出による「東村山市民討議会」
*(注1)を開催
- 23年3月 審議会より、条例策定が必要であるとの答申

START

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例制定までの道のり

平成26年度

- ・東村山市市制施行50周年
- ・みんなで進めるまちづくり基本条例の施行(予定)

平成24年度

- 11月 市民会議からの「中間報告」アンケートの実施
- 25年3月 市民会議の「報告書」まとまる



平成23年10月「自治基本条例策定市民会議」のようす

- 7月 審議会に条例案の策定を諮問
- 10月 講演会「これからの自治、まちのかたち」開催
- 10月 自治基本条例策定市民会議*(注2)で検討開始
(~平成25年3月まで)
- 11月 自治基本条例府内検討会議*(注3)で、検討開始
(~平成25年2月まで)

平成21年度

- 3月 東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手
続に関する条例を制定し、平成
22年4月1日施行



(注1) 東村山市民討議会:無作為抽出で選ばれた市民のかたにより、市政や地域への関心、まちづくりについて討議
 (注2) 自治基本条例策定市民会議:無作為抽出で選ばれた市民のかたが、東村山について学びながら、1年6ヶ月間(仮称)自治基本条例に盛り込む要素と内容(骨子)を検討
 (注3) 自治基本条例府内検討会議:各課の課長補佐、係長職員で構成し、職場の現状等を共有しながら、これからの行政、職員のあり方、必要なしくみなどについて検討
 (注4) 自治基本条例策定委員会:市長、副市長、教育長および各部長が集まり、条例案を検討
 (注5) わいわいトーキング:無作為抽出で選ばれた市民の方で、改めて「市民」について考えることをテーマにグループ討議

番号 1

領収証

No. HPF00005552

森本 義征 様

合計金額	¥119,556※
------	-----------

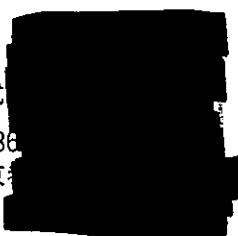
但し、 パソコン代金として

平成27年12月15日 上記の通り正に領収致しました。



内 訳	金 額
分割	¥119,556
(オリエントコーポレーションとの割賦販売契約による)	¥0
	¥0
	¥0
	¥0
内消費税(8%)	¥8,856

株式
〒136
東京



森本 義征 様

この度は、HP Directplus（エイチピー ダイレクトプラス）をご利用いただき、
誠にありがとうございます。

ご注文いただきました製品について本日お支払い等の確認ができました。

ありがとうございます。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

なお、その際は、誠にお手数ですが、お客様の受付番号を記載の上、

ご連絡いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

今後とも、HP 製品、ならびに HP Directplus をご愛顧賜りますよう、よろしく
お願ひ申し上げます。

株式会社日本H P

HP Directplus（エイチピー ダイレクトプラス）

<mailto:jp.directplus@hp.com>

■ ご注文内容：

ログイン ID : [REDACTED]

受付番号 : [REDACTED]

オーダー日付 : 2015/12/13, pm 09:40

製品名：HP Pavilion 23-q180jp パフォーマンスモデル 2

数量：1

合計金額（送料・消費税込）：¥ 119,556

■ ご注文内容の確認

HP Directplus の下記の URL より注文内容をご確認いただくことが可能です。

上部メニューの「お届け予定確認」をクリックし、ログインを行ってください。

【個人のお客様用確認ページ】

[REDACTED]

番号
二

平成 27 年度

古賀市

納付書兼領収書	
納付者	古賀市駅東1-5-5 森本 義征 様
会計	01 一般会計
款 21 項 04 目 04	節 01 細節 01 総額
金額	200 円
内容 5月分議員コピー使用料	
担当課	800000 議会事務局
納期限 発行日 平成 27年 7月 1日 納付場所 左を参照してください。 上記の金額を納期限までに納入してください。	
古賀市役所 古賀市長 中村 隆象	
取りまとめ店：福岡銀行 古賀支店	
上記金額を領収しました。 この領収書は収納場所の領收印によってその効力を生じます。	領収日付印

平成 27 年度

古賀市

納付書兼領収書	
納付者	古賀市駅東1-5-5 森本 義征 様
会計	01 一般会計
款 21 項 04 目 04	節 01 細節 01 総額
金額	20 円
内容 8月分議員コピー使用料	
担当課	800000 議会事務局
納期限 発行日 平成 27年 9月 1日 納付場所 左を参照してください。 上記の金額を納期限までに納入してください。	
古賀市役所 古賀市長 中村 隆象	
取りまとめ店：福岡銀行 古賀支店	
上記金額を領収しました。 この領収書は収納場所の領收印によってその効力を生じます。	領収日付印

(納入者保管)

番号 2

番号 3

平成 27 年度

古賀市

納付書兼領収書	
納付者	811-3102 古賀市駅東1-5-5 森本 義征 様
会計	01 一般会計
* 21 項 04 目 04	節 01 細節 01 紹介節
金額	80 円
内容	11月分議員コピー使用料
担当課	800000 議会事務局
納期限	発行日 平成 27年 12月 2日 納付場所 左を参照してください。 上記の金額を納期限までに納入してください。
古賀市役所 古賀市長 中村 隆象	
取りまとめ店：福岡銀行 古賀支店	
上記金額を領収しました。 この領収書は収納場所の領収印によってその効力を生じます。	領収日付印 
(納入者保管)	

平成 27 年度

古賀市

納付書兼領収書	
納付者	811-3102 古賀市駅東1-5-5 森本 義征 様
会計	01 一般会計
* 21 項 04 目 04	節 01 細節 01 紹介節
金額	10 円
内容	12月分議員コピー使用料
担当課	800000 議会事務局
納期限	発行日 平成 28年 1月 4日 納付場所 左を参照してください。 上記の金額を納期限までに納入してください。
古賀市役所 古賀市長 中村 隆象	
取りまとめ店：福岡銀行 古賀支店	
上記金額を領収しました。 この領収書は収納場所の領収印によってその効力を生じます。	領収日付印 
(納入者保管)	

番号
4

領 収 書

発行: No.AJP0000155483

表示日: 2016年02月08日

下記、正に領収いたしました。

宛名 森本義征様

金額 ￥50,700-

※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)

予約番号 AJP0AWMFCW

旅行期間 2016年02月15日 ~ 2016年02月16日

決済日 2016年02月05日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。





予約内容詳細 - 関東2日間(1泊)

このページはSSLを使った暗号化モードで表示されています。

「eチケットお客さま控」の表示・印刷は、「eチケットお客さま控印刷」をクリックしてください。
※詳しくは、[ヘルプ/お問合せ](#)をご参照ください。

【重要】「最終旅程表(確定画面)」および、ご参加者全員分の「eチケットお客さま控」を印刷いただき、必ずご旅行にご持参ください。

予約番号: AJP0AWMFCW

予約完了日時: 2016年02月05日 15:48

旅程情報

利用日	旅程	食事条件	端考
	ANA0246 便 福岡 空港 09:30発 > 羽田 空港 11:10着		予約席数: 1席
1日目 02月15日(月)	現地移動につきましてはお客さま負担となります ※空港からホテルまでのアクセス・所要時間は、お客さまご自身でご確認ください。		
	ホテルメトロポリタン丸之内 【心地よい眠りに】手軽にアロマを楽しめる「アロマピロースプレー」付 プラン 20m ² デラックスシングル(セミダブル)禁煙	昼食0回 夕食0回 翌朝食0回	1部屋
2日目 02月16日(火)	現地移動につきましてはお客さま負担となります ※ホテルから空港までのアクセス・所要時間は、お客さまご自身でご確認ください。		
	ANA0265 便 羽田 空港 17:00発 > 福岡 空港 18:55着		予約席数: 1席

■下記の便名は、提携航空会社の機材および乗務員で運航される共同運航便(コードシェア便)であり、機内サービスも運航する提携航空会社の基準により行います。

4700番台、および、480*、482*、483*番台の便名=AIR DO/ANA共同運航(コードシェア便)となります。

3700番台の便名=ソラシドエア/ANA共同運航(コードシェア便)となります。

3800番台の便名=スターフライヤー/ANA共同運航(コードシェア便)となります。

・羽田空港では第2ターミナルでの発着となります。

・福岡空港にて手荷物をお預けになる場合は、スターフライヤーカウンターでのお手続きとなります。

3100番台の便名=IBEXエアラインズ/ANA共同運航(コードシェア便)となります。

4600番台の便名=オリエンタルエアブリッジ/ANA共同運航(コードシェア便)となります。

■那覇発羽田行きANA1000便をご利用の場合

・ANA1000便の那覇空港での搭乗手続きは搭乗日の2:00より承ります。

・保安検査場は出発口Bのみのご利用となります。

注意事項(必ずお読みください)

番号 4

毎度ありがとうございます。

領 収 書

2016年02月16日 -003

メーター運賃 ¥730円

合計 ¥730円

《お支払内訳》
現金 支払 ¥730円
上記金額正に領収致しました。

車両番号 458111

お忘れ物ご要望は当社配車センターへ

西武ハイヤー株式会社

久米川営業所
042-391-8180

東村山 → 東村山市役所

領
收

お迎えの場所は裏面をご覧下さい。

自動車預り証

000063

☆ 520

営業時間 午前6時～午後10時30分まで
閉店後の車の入出庫は出来ません。

ナンバープレート	/
会員番号	(D)
出場時刻	16 02-16 19:22
入場時刻	16 02-15 08:16
駐車料金	¥1,600
備考	領收済
毎度有難うございます。 福岡市博多区空港前1丁目3-2 タカパーキング TEL(092)629-1539	帰着日 16

◎この券がないとお渡しできません。

福岡空港 1泊2日 駐車代

番号
4

ICカード残額ご利用明細

カード番号: [REDACTED]
残額履歴 最新 17件

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
0215	現金	東モ羽2			*3010
0215	入場	東モ羽2	出場	モ浜松町	*2527
0215	入場	浜松町	出場	秋葉原	*2373
0215	入場	首都圏	出場	首都圏	*1910
0215	入場	首都圏	出場	首都圏	*1447
0215	入場	秋葉原	出場	東京	*1314
0216	入場	東京	出場	国分寺	**764
0216	入場	西武秩父	出場	西武秩父	**590
0216	現金	西武秩父			*2590
0216	入場	西武秩父	出場	西武秩父	*2416
0216	入場	国分寺	出場	東京	*1866
0216	物販				*1466
0216	入場	メトロ	出場	メトロ	*1301
0216	入場	メトロ	出場	メトロ	*1136
0216	入場	有楽町	出場	東京	*1003
0216	入場	東京	出場	浜松町	**849
0216	入場	モ浜松町	出場	東モ羽2	**386

羽田空港 → 浜松町	483 円
浜松町 → 秋葉原	154 円
秋葉原 → 八潮	463 円
八潮 → 秋葉原	463 円
秋葉原 → 東京	133 円
東京 → 国分寺	550 円
国分寺 → 東村山	174 円
東村山 → 国分寺	174 円
国分寺 → 東京	550 円
東京 → 浜松町	154 円
浜松町 → 羽田空港	483 円

ご利用ありがとうございます。

古賀駅・窓口処理機

1コーナ・81号機

No. 9810

九州旅客鉄道株式会社

ICカード残額ご利用明細

カード番号: [REDACTED]
残額履歴 最新 17件

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
0215	現金	東モ羽2			*3010
0215	入場	東モ羽2	出場	モ浜松町	*2527
0215	入場	浜松町	出場	秋葉原	*2373
0215	入場	首都圏	出場	首都圏	*1910
0215	入場	首都圏	出場	首都圏	*1447
0215	入場	秋葉原	出場	東京	*1314
0216	入場	東京	出場	国分寺	**764
0216	入場	西武鉄道	出場	西武鉄道	**590
0216	現金	西武鉄道			*2590
0216	入場	西武鉄道	出場	西武鉄道	*2416
0216	入場	国分寺	出場	東京	*1866
0216	物販				*1466
0216	入場	メトロ	出場	メトロ	*1301
0216	入場	メトロ	出場	メトロ	*1136
0216	入場	有楽町	出場	東京	*1003
0216	入場	東京	出場	浜松町	**849
0216	入場	モ浜松町	出場	東モ羽2	**366

ご利用ありがとうございます。

古賀駅・窓口処理機

1コーナ・81号機

No. 9810

九州旅客鉄道株式会社

番号 5

森本様

このたびは、ダイレクト出版の商品をお申込みいただきありがとうございます。

このメールはご注文内容・登録内容の控えとなります。今後必要となる場合がございますので、プリントアウトされるなどして大切に保管してください。

お客様情報

氏名 : 森本 義征

電話番号 :

郵便番号 :

住所 :

配送先情報

受取人氏名 : 森本 義征

電話番号 :

郵便番号 :

住所 :

ご注文内容

【ご注文日時】 2016-03-30 23:24:03

【ご請求日】 2016-03-30 23:24:03

【お支払方法】 カード 1回払い

【合計金額】 21,384 円 (税込)

商品内容

西銳夫のフーヴァーレポート 19,800 円 (税抜)

西銳夫のフーヴァーレポート年間購読特典 0 円 (税抜)

=====

ダイレクト出版株式会社

541-0052

大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 13F

お問合せ先 : <http://d-publishing-cs.jp/>

FAX:06-6268-0851 TEL:06-6268-0850

(電話受付時間 平日 10:00-17:00)

=====

検索する



ホーム

ライブラリ

ノート

ヘルプ

ライブラリに戻る

フーヴァーレポート



16年3月号 忘れ去られた福島 / トランプ旋風

16年2月号 大統領選挙と人種差別 / 水戦争

16年1月号 アメリカの貧困 / 北朝鮮の情勢

15年12月号 南シナ海の情勢 / 2016年の世界と日本

15年11月号 TPPと世界経済 / パリ同時多発テロ

15年10月号 フォルクスワーゲン / 日本語の英語力

15年9月号 米国メディア / 難民

15年8月号 終戦記念日 / 大学ランキング

15年7月号 ギリシア崩壊とユーロ / 集団的自衛権 / 平成占領70年

15年6月号 アメリカ最新不動産事情 / 医療大麻

15年5月号 ヒラリー・クリントン / TPP

検索する



15

未設定

ホーム

ライブラリ

ノート

ヘルプ

ライブラリに戻る



フーヴァーレポート年間購読特典

01.憲法9条

02.国防戦略

03.教育TPP

04.新しいエネルギー戦略

05.産業復興

06.アベノミクス

07.原発とマスメディア

08.産業の未来、中国とヨーロッパ

09.教育改革

10.新しい日本に必要な人物

西銳夫フーヴァーレポート

アベノミクスの真実とその行く末（講義録）

日本の未来を守るためにの国防戦略（講義録）

日本を守るためにの TPP（講義録）

原発とマスメディア（講義録）

企業の未来、中国、ヨーロッパ（講義録）

新しいエネルギー戦略（講義録）

日本人の潜在力を解放する教育改革（講義録）

新しい経済をつくる産業復興（講義録）

あたらしい日本に必要な人材論（講義録）

憲法 9 条（講義録）

西銳夫講演録「新説・明治維新」

西銳夫のフーヴァーレポート年間購読

西銳夫講演録「新説・明治維新」西銳夫ライブセミナー参加権

平成 28 年 3 月

番号 6

領 収 証 松本 義正 様 No. _____

★ 43800

但 インク代として

2016年 2月 6日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

株式会社 川

〒186-0003 東京都国立市富士見台4-9-3 佐藤ビル

TEL:042-505-5928 FAX:042-505-